

【身体的拘束最小化推進体制加算】 算定開始のお知らせ

当院では、入院患者様の尊厳を尊重し、安全で質の高い医療を提供するため、身体的拘束を最小化（原則禁止）する体制を整えております。

■ 主な取り組み内容

- ① **最小化委員会の設置**：多職種による委員会を定期開催し、適切なケアや環境を検討します。
- ② **指針策定と職員研修**：不適切な身体拘束を防ぐための指針を定め、職員への研修を徹底します。
- ③ **厳格なアセスメント**：やむを得ない制限は、3要件（切迫性・非代替性・一時性）を厳格に確認します。

当院は、厚生労働大臣が定める「身体的拘束最小化推進体制加算」の施設基準を満たしているものとして、中国四国厚生局に対して届出を行っております。

これに伴い、**2026年（令和8年）6月1日以降の入院診療において、国が定めた所定の点数が加算され、窓口での自己負担額が一部変更（増額）となります。**

地域の皆様へ安全で尊厳ある医療を提供するため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2026年6月1日 実施 / （医）輝齊会 森田病院 院長